

令和5年2月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年2月7日(火)
13時53分～15時36分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
議案第37号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 農地参考賃借料について
2) 農作業標準料金について
3) 小矢部市賃借料情報について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳治	12番 谷口 修
2番 田 悟敏子	13番 宮西 勝昇
3番 中村 重樹	14番 加賀谷 良雄
4番 坂田 信一	15番 高田 太衛
5番 日光 善治	16番 碓 善秋
6番 三輪 和雄	17番 木村 鉄雄
7番 吉江 秀一	18番 沼田 吉雄
8番 前田 真一郎	19番 渋谷 忠司
9番 西尾 和三郎	20番 唐島 隆夫
11番 石丸 正明	

欠席委員 10番 多田 博次

令和 5 年 2 月 7 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	みなさんご苦勞様でございます。時間にちょっと早いですが、皆さんお揃いですので、始めたいと思います。10 年ぶりの大寒波ということで非常に心配しておりましたが、降雪量もそんなに大したことなく、良かったなと思っております。これからだんだん春らしい気候に変わってきて、農家にとってはおしりの方がむずむずするような時期に差し掛かろうとしています。先日、県の常設審議委員会の方で話し合いがありましたが、委員の方々には農業新聞を購読しておられると思いますが、また一部でも知り合いの方でほしい方がおられましたら紹介をお願いしたいという話も出ておりました。先日、農地検討委員会ということで、委員の方々にはどうもありがとうございます。それにつきましては事務局の方から説明して協議していきたいと思っております。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 欠席委員は、多田委員さんとなっております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。6番の三輪委員さん、7番の吉江委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第35号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件 ○議案第36号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計3件 ○議案第37号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、3件の付議議案となっております。 それでは、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧下さい。 受付番号6番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は8,369㎡となっております。譲受人が〇〇さ

	ん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告させていただきます。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんに話を聞いてきました。位置図を見てもらうとわかるとおり、〇〇さんは、以前は旦那さんと一緒に農業されていたわけですが、旦那さんがお亡くなりになり、息子さんも県外の方に住まわれているということで、以前から近所の〇〇さんに、今後のことを相談され、現在、この〇〇さんは〇〇さんが耕作されているということで、それなら〇〇さんに相談してみればということで、今回所有権の売買の合意に至ったということになったと伺っております。譲渡人の〇〇さんの家族関係がちょっと複雑ということで〇〇さんから伺っております。地元の土改並びに自治会からの同意書もありますので、問題ないかと思います。審議のほどよろしくをお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第35号については「承認」といたします。
会長	続いて、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第36号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページから3ページをご覧ください。

	受付番号34番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が500㎡となっており、農家分家住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから7ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号34番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで、これは親子の関係です。現在〇〇のアパートに入っておられますが、子供さんが二人おられまして手狭になったと、だんだん子供も大きくなってきたということで、里の親の方へ帰って住まいをしたいと思ったのですが、住宅が手狭のために、横手に分家を建てたいということで申請が出ております。現地を確認しましたところ、農道のふちに水路があるわけですが、水路は土地改良区の管理ではないということで、土地改良区も大丈夫かという話でございました。トラクターの進入路などもありますので、田んぼに影響がないように活用したいということでした。〇〇さんの田んぼに関しては、〇〇さんが田んぼを管理しているわけですが、そういう話です。排水については本家の排水を利用させてもらいたいということでした。〇〇から小矢部に帰ってきてくれるということでもいいかなという話でした。ご審議のほどよろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	受付番号34番について、質問が無いようですので、次に、受付番号35番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	受付番号35番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外2名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が308㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、8ページから11ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号35番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	報告いたします。譲渡人は〇〇さん外2名、外2名というのは、〇〇さん、〇〇さんの3名の連名の土地ということです。〇〇さんになぜ3名の土地なのかお聞きしましたら、〇〇さんの実家の相続であると、子供3人で均等配分ということで連名になっているということです。実家はここにあったということです。3名の方とも自分たちで農業ができないので、人をお願いしているし、できればこの機会にという話でした。〇〇さんの方にもお尋ねしてまいりました。〇〇さんは〇〇に小学校、中学校、高校、こども園も近いのに出ないといけないのですかと聞きましたら、手狭になったし、駐車場もままならず、家も年数がたったので、建て替えなければならないなら、広い所に、駐車場が確保できないのがつらいということでありまして、この際に土地を求めて外に出たいということで計画されたということです。私にはそれほど問題はないと思いますが、近隣の農地とのトラブルは絶対にないようにお願いしまして、話を聞いてきました。3種農地でもありますし、目的が宅地振興の地域ということで、皆さんにご審議いただいて、了解をいただきたいなと思います。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	受付番号35番について、質問が無いようですので、次に、受付番号36番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号36番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が508㎡となっており、住宅敷地（個人事業用事務所兼用）、資材置場のため転用を行おうとする

	ものです。位置図については、12ページから15ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、用途区域内のため第3種農地となりますので『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号36番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご報告いたします。位置図を見ていただきましたら、ちょうど〇〇の敷地の隣にあって、ここで新しい住宅を建てたいという申し出だったので、現場を見にいつてきました。譲受人の〇〇さんに話を聞きましたところ、今現在〇〇のアパート住まいをされています。現在、旦那さんは左官業をされておられます。資材も作業用の車両も停めたいんだけど、場所の確保が困難で、奥さんの実家の〇〇に資材を預けていると、しかしそれもいつまでもそういうこともできないだろうということで、この際に、土地を求め、資材置場と住宅を兼用したいという申し出でございます。土地的には3種でありますし、問題はありますが、隣の田んぼに影響がないのか、正直な話、積雪があって土地の確認ができておらず、今日も見えてきたのですが、用排水は大丈夫だろうなと思っはしましたが、トラブルのないようにということで話をしております。譲渡人の〇〇さんも今現実的にそこまで機械を持って行って田んぼをするのがきついと、できるだけ遠い所は手放したいというのが本意であったりと聞き取りました。農機具を買ってまで田んぼする元気もないというような言い方もされまして、できればこの機会に認めていただきたいということでした。本人さんもできるだけ早く売りたいし、譲受人もできるだけ早く建てたいという要望でした。皆様のご理解をいただきまして、ご了解をいただきたいと思います。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第36号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし

会長	それでは「異議なし」として、議案第36号については「承認」といたします。 続いて、議案第37号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第37号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 4ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が41件で、合計面積が291,535㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」利用権設定が5件で、合計面積が14,515㎡で、すべて更新となっております。「3年以上6年未満」利用権設定が15件で、合計面積が85,149㎡であり、すべて更新となっております。「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は6ページから21ページに記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第37号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	これで、付議議案はすべて終了いたしました。 続いて、協議事項1、「農地参考賃借料（案）」について、事務局より説明していただきます。
事務局	それでは協議事項が別冊になっておりますが、まず、別冊の協議事項の資料をご覧ください。まずは5、6ページをご覧くださいのですが、5、6ページは昨年発行している農家の皆さんへということで、安定した農業経営のためにというチラシになっています。参考賃借料の適用期間につきましては、上から3行目にありますが、令和4年度産のみということで毎年改定の予定となっております。こちらの方は毎年いつも総会で改正のご承認をいただいているものです。7ページの

方から農地参考賃借料で、富山県農業会議が策定した資料です。こちらは7ページから20ページまでございます。中には細かく書いていますが、とりまとめた最後の20ページの方をご覧ください。算出根拠比較ということで令和5年度産と4年度産を比較した表となっています。上の方収益ですが、令和5年度産が114,220円、令和4年度産が113,876円ということで、収益については344円上がっているというふうにされております。その下、生産費ですが、令和5年度が102,422円、4年度が99,618円で2,804円上がっている状況になっています。主な要因ですが、下の肥料費というところを見ると、昨年より、〇〇円上がっているということで、生産費が上がっているものはほとんど肥料費の高騰によるものということになっています。そうしますと、下から3行目の純収益が令和5年度11,798円、令和4年度14,258円ということで2,460円収益が下がっているという状況になっています。経営者報酬が5,121円～10,242円、生産費102,422円に5%かけたものから10%かけたものが経営者報酬という欄に載っておりまして、こちらのほうは140円～280円あがっているということです。農地参考賃借料については1,500円～6,600円ということで、2,600円～2,700円も下落というふうに県の農業会議でも算定したところであります。それを受けまして、1～3ページの方をご覧くださいなのですが、こちらが経営者報酬を生産費用の5%にした場合、6、7、8、9、10%とした場合として計算した資料となっています。昨年在7%を経営者報酬として判定したものを標準小作料として改定したものであります。1ページの5%にしたものと、昨年より91.7%下落、6%ですと77.8%下落、2ページの7%だと63.9%の下落、8%だと50%半分の下落、9%だと34.7%、10%だと20.8%の下落ということになっておりまして、4ページの方は今まで表として作ってはいませんでしたが、純利益と経営者報酬ということで今までどうだったかという参考資料になっています。経営者報酬ですが、昨年は520kg7,058円ということで、同じにするのであれば（案）3かなということでこちらの方で説明しておりますが、先週の2日に農地検討委員会を開かせていただきまして、こちらで、案として決めたのが、まず、今まで参考賃借料としてまして、平成30年から令和3年まで改定せずに据え置いてきたということで、昨年に7,200円に下げて改定したところで、今回もっと下げることになりますと、2年連続下落で半分以下になってしまうということになって、そうれはどうかという意見と、米の値段については上がっているとの報道で、生産者以外の者は米の値段が上がっているじゃないか

	と考えられている。そして、肥料につきましては今年まだどうなるかわからないということで、令和4年度に落とした7,200円を今回も据え置いて、令和5年度も7,200円、4,800円、2,400円、1,000円というふうに据え置いてはどうかという意見となりましたので、据え置いていかどうか皆さんでご協議いただきたいと思います。よろしくお願いします。
会長	ただいま事務局の方から説明があったわけですが、農地検討委員ではそんな案はどうかなという意見が出たんですが、皆さんの方から何か他に意見はないでしょうか。県の常設審議委員会でも話が出ておりましたが、始めは作らなくてもいいのではないかという意見もありましたが、やっぱり基本というものがないと多分市町村の方から要望があって今年度もこういうような形で出てきたわけですが、皆さん何か意見はございませんでしょうか。マスコミも米価が上がったと言っておりますが。
〇〇委員	米価の上りに比べると、燃料費も電力も賃金も上がって、肥料もおそらく上がる、その中で米価が100円、200円上がったところで実際どうですか。
〇〇委員	この前の大幅な下落で2,000円から下がって1,700円に固定されて、マイナス300円の状態がずっと続いています。決して米価が元の状態に戻ったわけではない。そういうことを考えると。
〇〇委員	この前の検討委員会では、今年度に関しては電気代とか相当上がってくるものだから、来年度も今年度と同様でという案が出ていたのですが。
〇〇委員	どの金額になる予定ですか。
〇〇委員	去年と同じ金額です。
〇〇委員	R5年の参考に書いてある6,600円という金額は使わないということですか。4年度の7,200円、4,800円、2,400円、1,000円を据え置きするということですか。 県が出してきている20ページの数字というのはそれなりの理屈のあった数字ですよ。収入も少し上がって、生産コストもあがっていると、

	最終的に2,400円下がっているというのは県のデータとしてはあるんですよ。県のデータはあるんだけど、それは今回は小矢部市としてはあまり関知せずに昨年と同様で行きましょうということですかね。
〇〇委員	そういうようなことでできないかなと、実際決めたからこの単価で行けというわけではなく、基本がないと。
〇〇委員	もちろんそうですが、厳しいところは間違いなくJAは値上げを確定しているわけだから、下がることは間違いなく、という前提を認識するとすれば、極端なことを言えば、10円でも50円でもやっぱり下げるべきではないか。この毎年出てくる数字というのは、これをそのまま使っているところもあるだろうし、これを参考にしている農業法人も結構あると思います。ということはこの数字もあまり無下にしたらまずい数字ではないかと思いますので、その辺も少し勘案されたら、意見としては少し下げた方がいいと思います。
〇〇委員	どっちがいいかという話で、上げたら受けるところは多少はやる気になるけども、貸す方はそんなんならやめたという人がどれだけ出てくるか。やめたら結局収益不良ということだし、その辺の兼ね合いだけです。それを農業委員として農業が衰退する方を取るのか多少なりとも押し上げの方に力を入れるのか。それが10円、20円なのか100円、200円なのかするかどうかわかりませんが、やる方と預ける方の思いが違うから、どうせ指標であるなら小矢部だけ逆らってやらんでも、軒並み足揃えとけばいいのではないかという考え方はあるかもしれない。指標に逆らったところで何もないなら、こんなのにしたのだとしておけば私らとしたら楽です。
〇〇委員	預かる立場とすれば単価下がればいいのかもしいないが、農家にとったらあんまりしたことをしても。毎年毎年機械を入れてあいつら儲けとるという見方をされても困る、仕方なしに機械を更新しないとどうにもならない。
〇〇委員	個人でやっている人は機械を買ってまでやらない。壊れたら終わり。それが受け手がないからということもありますけど。

〇〇委員	儲ける、儲けないは完全に度外視で、生計を立てんなんという営農さんたちはそうかもしれませんが、個人としては、稲作の方がいいのか、草を刈る方がいいのかの判断だけです。そこにその数字にそんなに力を入れる必要がないのではないかと思います。これでやってくださいということではありませんし、審議した結果横並びでいいのではという気がします。
〇〇委員	平成30年から令和4年の公表金額ですが、令和4年だけ下げて令和3年までは9,800円から1,000円までの統一できていると、4ページを見ているのですが、農業会議算定純利益は平成30年で11,673円、令和5年でもほぼそのくらいの利益見込みだということであれば、仮に7,200円に据え置いたとしても、4,500円ほど経営者報酬として数字的には出てくるということですよ。平成30年は1,873円しかなかったところを見れば2倍ちょっとあるということです。若干利益が減るのなら、200円程度下げてもいいのではないかなと思いますが、利益からみて4,000円あまり出るということであれば、令和元年から2年にかけての経営者報酬の額にならないかなというので、据え置いてもいいのではないかなという気がします。
〇〇委員	この数字の根拠そのものが営農の規模によって全然違う。利益にしても3,000円のところも1,000円のところもある。そんなことを言っても答えが出せないで、とりあえず全部仮の数字を出して、穴埋めないといかないからこの表に載せましょうという話で、4,800円あるじゃないか、4,800円とれるところとれないところもいっぱいある。あくまでも指標がないと進まないということであれば、これを指標にお互いに貸し借りを決めて下さいという数字なわけで、これで決まったからこれ以上出さないという話でもないし、これ以後全く受けないという話でもない。ここでそんなに仮の数字を出してあって、その仮の数字が高い安いというのは時間がもったいない気がしますけど。
〇〇委員	同じやっても平地と山間部で違うから一概に言えない。
〇〇委員	過去と同じやり方をして出した数字に対して上げる、下げる、同じでいく、ただそれだけの判断であって、これが極端に違ったら何で急に上がったのかという話になるが、仮に来ていたので、急に变えるだけの意味もないし、上がるのも下がるのもどちらでもいい。

〇〇委員	平成30年から令和3年までずっと同じにしているならなぜ数字を上げなかったのかという話になる。
〇〇委員	今は8,000円が10,000円になっても預かってやってくれるならやってくれという世界、上げてでも頼むしかない。下げたらよかったね、受ける方がやってられんという話だけで、前と一緒にやないかと言われたら、すみません、どこか探してくださいと言って割り切るしかない。利益を追求するならそういう話になってきます。
〇〇委員	実際、耕作放棄地を作って下さいと言っても作らせてもらえないような状態で、上げてでもしてもらえるかというところもある。中山間地などここまで行けないというところで仕事をしておられる方もおられる。あくまで基準としてある程度のパターンを出さないということというのはよくわかるが、綾子など場所的によくても小さいところは誰もしてくれない、中山間地などなおさらしてもらえない。それを踏まえて、してもらえるときはどうしたらいいですかを主体にするのか、地権者を優遇するのかというパターン、正直地権者の方もこれからもっともって経費がかかってくる、土地改良の方も人件費、電気料などももっともって上がる。そうなったら、もういいわ、田んぼせんわ、田んぼしてもらえんわという人が多いわけです。無責任なこと言うようですが、そこは業者の方と話をしてもらって、基本がとりあえずこだわりでなくても、相対で納得してもらおう方法しかない、もし耕作放棄地を作らないようにするとすれば、本来農業委員会は耕作放棄地を少なくしようというのが目的ならば、あくまで今まで通りであっても状況に応じて相対で話してもらえないということをはっきり明確に言っておいた方が良くと思います。
〇〇委員	農業委員会としては耕作放棄地をなくするというのが、数字の高い安いよりも我々の役目ですから、あまり数字にこだわって変えたからどうのこうのというなら最初から変えなければいいのということになるかもしれませんが。
〇〇委員	個人的な意見ですが、単なる指標目安であるならば、今年度は今まで以上に経営的には厳しくなるんだから、私ら個人的には指標と言われるのであれば、厳しいのを表すようになんぼか下げるべきだろうと、去年と一緒にいうならば知らない人から見れば経営的にも状況が同じなのか

	なという間違っメッセージをあてることになりますので、私は下げるべきである。ただし、この数字自体が正しいわけではないのですから、まともに反映してしまうとめっちゃくちゃ安くなってしまう。そこまではいけないので、作る方側も経営努力、あなた方も少しは我慢してくださいというようなことで、ベクトルとしたら少し下げる方向にもっていきながら計算上の数字よりも上げたところとして、指標としてはメッセージ性があると思います。
〇〇委員	皆さん知っているのかどうかですが、燃料が上がっている、肥料があがっている、人件費も上げろという政府の指針が出ているものに対して、何もかも上がっているのに、なぜ賃貸料が上がらない。個人農家としては、いくらかかれてもいいが、小矢部市、富山県の農地をどれほど確保するとしたときに、安くした方が増えるのか、上げた方が増えるのかということだと思う。
〇〇委員	同額でやっておいた方が農業委員会としては説明しなくてもよい。 3年後に半額にしますと落とすのはきついで、実際農業が厳しいのだということで、段階的に下げていく方が良いと思います。
〇〇委員	自分としてはこのままの方がいいです。去年だけで2,000円ちょっと下がっていて、地権者の方にこれをお願いしますといったら、こんないっぱい下がるのかと言われて、また、仮に去年と同等にさげたら、一昨年の半分になってしまうのでいろいろ言われると思います。据え置きならば地権者の人に何か言われなくて楽でいいかなと思います。令和2年から3年の時に県で上げているが、小矢部市では低いままだったので、このまま7,200円でいいのではないかと思います。
〇〇委員	実質賃金、コストが上がるのがわかっているので、もし据え置きにしたら、生産者側がコスト分負担するのは目に見えているので、今このままとりあえず据え置きにした場合、生産者の赤字率が純増して、完全に言ったら、生産者の数が減っていくことになります。生産者が十分きついのだということを伝える意味でも少しでも落とした方が現実的だと思います。生産者と地権者と痛み分けというので理解してもらった方が生産者は気持ちが少し楽です。あくまで地権者やからこれだけくれというのなら、それなら他の人に頼んでくださいというのも一つの意見だと思います。言いたいことをいう地権者と意見が合わないの、そういうと

	ころから生産者は耐えられませんかというようになっている。できることならば現実に沿って価格は下げるべきだと思います。
〇〇委員	受託者としては下げたいのは間違いない、下げる代わりに、いろんな注文来たら断れという話をしている。あるところいけば、小さい田んぼなどはお金出すから作ってくれという話も聞いている。 どんどん機械を更新したら儲かっていると思われるかもしれないが、仕方なく更新していて、今年我慢したら来年3台更新するということになり大変になる。
〇〇委員	下げるとしたら下げ幅をどうするか。
〇〇委員	昨年と同様の7%という訳にはいかないと思いますので、生産者、地権者が双方努力するということで5%の案1でいいのではないですか。
〇〇委員	市としてはいくらまで下げていいとありますか。
事務局	農地検討委員会では据え置きでいいのではないかという意見が出ました。それを踏まえて皆さんにお諮りしました。生産者もこれから経費が掛かって痛みます、地権者にもそれ相応の痛みを求めてもいいのではないかという話が出ました。1つの案ですが、いくらにしなければいけないという決まりはないです。1ページ目の案1について生産者報酬5%ということは、生産者は手取りが7%から2%分減ります。そうすると、生産者はその分手取りを減らします。かたやその時のマックス520kgの賃金を計算すると6,600円になります。去年は7,200円だったので、地権者の方も収入が600円減ります。なんとなく痛み分けのところがでるかと思います。但し、生産者の収入を2%下げるといくらになるかという話では、20ページのまとめの表によると、生産者の報酬は2,000円くらいで結構減ります。ここまで計算したところで生産者がかなり手取りが減っている。これは1つの案です。選択肢として、去年7,200円だったものを6,600円にしますかというのも1つの選択肢かなという気がしました。この先もっと状況が厳しくなるかもしれないです。去年と一緒の7%で計算して去年7,200円だったものを4,600円にしまうと、来年どうするの、来年2,000円台になってしまうかもという話になる。下げすぎるのも危ないのではないか、ということから判断すると、7,200円を基準に下げても数百円程度だろうと判断すると、いいか悪いかは別として生産者報酬を減ら

	してその分賃金が上がる状況を見ると、案1がいいのではないかという気がしました。どうでしょうか。
会長	それでは6,600円でどうでしょうか。6,600円にするということですのでよろしくお願いします。
会長	次に協議事項2「農作業標準料金(案)」について、事務局より説明していただきます。
事務局	5ページをご覧ください。上から4行目の方に、農作業標準料金の適用期間は令和4年分から6年分までの3カ年ですというふうにお出ししておりました。小矢部市では3年に1回見直しをしております、これは農業会議の方が3年に1回の見直しだったので、同じように3年で見直ししていたところです。23ページの方に農業会議の資料で、令和3年度に定めたところですが、肥料や燃料等の高騰のことがありまして、3年に1回でしたが、改定させていただいたということの資料を出しております。令和5年度から7年度の適用になっていますので、小矢部市もこれに基づいて改定していましたので、3年に1回というものを、令和4年度に限り1年間で変えていきたいということにしていきたいと思います。21ページの方の表ですが、令和5年度に赤字をつけています。金額の算定方法ですが、$9,200円 \times 100.2\%$ということで、資料が27ページになっています。令和4年度の労賃で、27ページの3番目労賃指数100.2とありまして、これが労賃に100.2をかけているということです。21ページの表の水稲トラクターで$13,000円 \times 104.7\%$という計算になっています。13,000円は令和4年の金額で、104.7%というのは29ページの増減率をかけています。以下そのような計算方法になっています。資料がないところは農業会議で金額を示していないので、昨年と同率の100%で求めています。水稲コンバイン1,500円で結構値上がりしています。麦コンバインも1,100円と結構値上がりしていますので、3年間引っ張るよりも今年改定しなければならないということで、農地検討委員会の方では燃料や農業機械が上がっているので、上に示している金額に改定した方がいいのではないかとということで、この金額でいいかどうか検討のほうをお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

〇〇委員	作業するときは時間計算しているが、面積計算はしていない。どうい うふうにみたらいいか。
事務局	田植え機の使用料として面積で出して、労賃は一日あたりで出して計 算して請求するのが、標準の計算の仕方です。
〇〇委員	ほとんどの営農組合では、オペと一般作業の賃金をきちんとわけて計 算してやっています。
〇〇委員	〇〇の総会では、一般作業の方が寒い外で、かっぱきて作業してい る、オペはキャビン内で涼しい顔をして仕事している。それはどうかと いう話が多かったことで、今後は同じ賃金にすることに決まりました。
会長	令和5年の農作業標準料金については、農地検討委員会の案で変更なし でいいですか。
全委員	いいです。
会長	協議事項3「小矢部市賃借料情報（案）」について事務局より説明して いただきます。
事務局	それでは、協議事項3「小矢部市賃借料情報（案）」について事務局よ り説明いたします。別紙33ページをご覧ください。こちらが令和4年1月 から12月に締結された賃借料における10aあたりの金額になっていま す。松沢、正得、北蟹谷しか書いていませんが、ここ以外に申請がなか ったわけではありませんで、0円で申請を出してこられたところが結構あ ります。話を聞くと、こちらの方には0円で申請して、実際にはお互いの その年の状況で金額を決めているということだそうで、金額を書いて出 されたのがここだけになっています。そういうわけで、一番下の※標準 的な賃借料から著しくかけ離れているものがあります。という形になっ ています。実際に申請があった場合には報告する必要がありますので、 まとめてHPに出すことになっています。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

会長	無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明させていただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等ございせんか。
会長	以上で無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は長時間の総会審議ありがとうございました。大変暖かい日が続いておりますけども、インフルエンザ等に注意して過ごしていただければと思います。以上で2月の総会を終了いたします。皆さんご苦勞様でした。
	—2月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和 5 年 2 月 7 日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 6 番 三 輪 和 雄

7 番 吉 江 秀 一